

議案第 4 1 6 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を
求める。

令和 7 年 6 月 2 4 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- 1 財産の表示 スクールバス 4 台
- 2 取得の目的 小学校統合に係る児童の通学手段を確保するため
- 3 取得金額 3 3, 4 4 0, 0 0 0 円
- 4 相手方 島根県出雲市知井宮町 1 4 4 番地 1
三菱ふそう中国地区販売株式会社
島根支店 出雲整備工場
工場長 山根 和真

(参考資料)

地方自治法 (抜粋)

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (抜粋)

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得に関する説明資料

- 1 入札日時 令和7年6月11日 午前9時40分
- 2 予定価格 40,552,600円
- 3 落札価格 33,440,000円
- 4 入札参加業者（1社）
三菱ふそう中国地区販売株式会社 島根支店 出雲整備工場